

陳徳による嘉慶帝刺殺未遂事件について

湯 城 吉 信

はじめに

嘉慶八年（一八〇三年）陰暦の閏二月二十日、清朝の嘉慶帝が刺殺されそうになる事件が起きた。嘉慶帝は乾隆帝の第十五子で、一七九九年に親政を始めた。この嘉慶期は、康熙・雍正・乾隆と続いた清朝の全盛期が過ぎ、清朝が下り坂に向かう時代とされる。例えば、一七九六年から一八〇四年には白蓮教徒の乱、一八一三年には天理教の蜂起があった。この刺殺未遂事件も時代の変化を象徴する事件として語られることが多い。¹⁾

本稿では、この嘉慶帝刺殺未遂事件がどのような事件であったのか、その真相に迫ることを目的とする。犯人の陳徳はどのような人物で、どのような目的で、なぜ皇

帝を刺殺しようとしたのか。

この事件は、その話題性の大きさから、これまでさまざまに語られてきた。野史においては、犯人の陳徳は武術の達人として半ば英雄扱いされている。一方、清朝側の記録では陳徳については多く記されていない。ところが、この陳徳については、出自の確かな一級史料が残されている。それは、清朝の役人による陳徳の取り調べ記録である。本稿では、この記録を主材料とし、陳徳の嘉慶帝刺殺未遂事件（以下、陳徳事件と呼ぶ）の実態に迫ってみたい。²⁾

一、野史に見える陳徳事件

陳徳についての後世の一般の見方を確認するために、

まず、李岳瑞『春冰室野乘』（一九一一年初版）に見える「成得大逆案」を紹介したい。

李岳瑞は清末の進士であり、詔書の起草に当たった翰林院にも勤め、後、「清史稿」の編纂にも従事した知識人である。「春冰室野乘」は『国風報』に発表した文章を、一九一一年に単行本にまとめて発行した逸話集である。朝廷の役人も勤めた作者による作品であり、当時、陳徳事件がどのように認識されていたのかを知ることができる。

以下、「成得大逆案」の大意を紹介する。なお、成得とは陳徳の別表記である。

成得（陳徳）は内務府の飯炊き係であった。仁宗（嘉慶帝）が円明園に行幸される時、突然襲い掛かり、その場で捕まった。帝は諸王大臣以下六部九卿に取り調べさせたが、事件については何も言わず、ただ「もし事が成功していたら、あなた方の場所に私が座っていたですよ」とだけ言った。帝は寛容で突き詰めて大事件扱いはされず、その二人の子どもともども処刑さ

れた。成得は処刑に際し、処刑場に着いて杭に縛られた。ついで二人の子も連れて来られた。一人は数えで十六、もう一人は十四で、ともに眉目秀麗であった。おそらくまだ塾で勉強していたのであろう。「二人は」到着すると、促されて成得に向かつて挨拶をし、終わると先に刑に着いたが、成得は目もくれなかった。その後、成得は耳、鼻、乳とそぎ落とされ、左腕から右腕、胸、背中と切られていった。初めは血が出ていたが、やがて黄色い液体だけになった。 upper body が切られ終わった後に、「早くしろ」と叫んだが、処刑者の一人は「苦しめるようにと仰せつかっている」と言った。成得は目を閉じて成仏したが、誰の指示に従ったのか最後まで口を割らなかった。

成得を捉えたのは、御前侍衛の某額駙（公主の婿）であった。額駙は侍衛で武勇が一番であったが、成得にはかなわなかった。かつて、成得と武術比べをしたことがあった。二尺（約六十センチ）ばかりの長さの木の杭を十数本一列に並べ、半分を地面に埋めてしかりと固定した。杭の間隔は半尺（十五センチ）ほど

で、額駙と成得は地に伏せて足で横蹴りすると、杭は抜けた。成得は一蹴りで十二本抜いたが、額駙は七本だけであった。「事件の」当日はこうして、額駙に勝てなかったのだろうか。おそらくは、皇帝の威厳に圧倒され、魂を奪われていたのであろう（4）。

ここでは、武俠小説さながらに陳徳事件が描写されている。

一方で、凄惨な処刑の様子が描写され、凌遲刑にも動じない陳徳の意志の強さが描写されている。また、この記事によれば、陳徳は、武術の達人であり、出自も立派な人物であつたらしい。彼は、刺客であり、首謀者が別にいたが、決して口を割らなかつたという。ここには民間の英雄としての陳徳の姿を見ることができると。

ただ、この話は、かなりの脚色、嘘がある。そのことは次章以降明らかにしていきたい。民間伝承としての「歴史」がいかに形成されるかを知ることができる例として興味深い史料である。

その他、野史では、一九一五年刊『清宮遺聞』、一九

一三年刊『滿清稗史』内『暗殺史』、一九一七年刊『清稗類鈔』に、それぞれこの事件が述べられている。清朝滅亡後、清朝について語ることがタブーでなくなり、一方で社会の側の興味、一方で内情を知った遺老たちが、おそらく生計を立てるために、清朝のエピソードを公開する著作を陸続として出版したのであろう。それぞれの叙述には違いがあり興味深いが、本稿では紙幅の関係上扱わない。ただ、『清朝野史大観』巻一「清宮遺聞」と『滿清稗史』内『暗殺史』では、陳徳は天理教の一味だとされている点は指摘しておきたい。秘密結社の一味で武術の達人の陳徳が皇帝を刺殺しようとした。それはまさに国家転覆の企てであり、歴史上は清朝が下り坂に向かうことを象徴する事件だと位置づけられているのである。

二、『清史稿』に見える陳徳事件

次に、一章で紹介した野史とは対極にある公式記録における陳徳事件を見てみよう。まず、清朝の公式記録である『仁宗睿皇帝実録』における記録を確認したい。同

書卷一〇九には、皇帝が紫禁城の玄武門の内側にある順貞門に入ろうとした時、「突然、一人の男が走り出てきた（突として一人の趨り出づる有り）」とだけある。捕まった後の供述については「供述内容は常軌を逸していた。翌日も供述に変化はなく、取り調べ後も変化はなかった」と書かれている。「常軌を逸していた」と訳した部分の原文は、「出乎情理之外（情理の外に出づ）」である。この「情理」とは、字解きをすれば「天理・人情」であろうが、この場合、「常識」ぐらいの意味であろう。ただ、これは清朝の朝廷が、陳徳の供述をどう捉えたか知る上で重要なことばである。

なお、この後には、犯人に立ち向かった六人が賞を受けた以外は大勢の役人が処罰されたなど、臣下の賞罰について長々と記録されている。『清実録』は皇帝の立場から記録されており、「朕」という一人称で語られている（陳徳自身は記録するに足りない人物としてほとんど記述されていないのである）。

次に、『清史稿』の記述を確認しよう。『清史稿』は中華民国になってから編纂されたものだが、清朝の記録を

もとにしており、清朝側（お上）の立場からの記載として見るができる。

閏二月戊寅、上還駐圓明園。乙酉、還宮、入順貞門、奸人陳徳突出犯駕。定親王綿恩、額駙拉旺多爾濟及丹巴多爾濟等擒獲之、交廷臣嚴鞫。獎賚綿恩等有差。丁亥、祀先農、上親耕結田。己丑、詔曰、「陳徳之事、視如獠犬、不必窮鞫。所慚懼者、徳化未昭、始有此警予之事耳。即按律定擬。」是日、陳徳及其二子伏誅。予告大學士王杰陛辭、賜玉鳩杖、御書詩章、馳驛回籍。庚寅、嚴申門禁。（『清史稿』本紀十六）

陳徳の名前や捕まえた臣下の名前も見える（皇帝は三人称で語られる）。ラワン・ドルジ（拉旺多爾濟）、ダンバ・ドルジ（丹巴多爾濟）はともにモンゴル族の王族で公主を賜り額駙（公主の婿）になっていた。清朝が多民族国家でモンゴル族などを重用していた実態を垣間見ることができ^{（註）}る。ただ、ここで注目すべきは、皇帝の詔勅が見えることである。この事件について皇帝は以下のよ

うな詔を出したという。

陳徳の事は、狂犬のようなもので、徹底的に追及する必要はない。私が慚愧に堪えないのは、私の徳化が十分だったからこそ、このように私を諫める事件が起きたということだ。法律に従って処分せよ。

ここでは、陳徳は狂人なので追及しなくてよいという発言がされている。その陳徳は実際にどのような人物だったであろうか。⁸⁾

三、「嘉慶八年仁宗遇刺案」——軍機処公文書中の陳徳取り調べ記録

本章では、軍機処公文書中の陳徳取り調べ記録をまとめた「嘉慶八年仁宗遇刺案」により陳徳事件の実態を明らかにしたい。

最初に、「嘉慶八年仁宗遇刺案」について説明しておく。この史料は、故宫博物院掌故部編『掌故叢編』(国

風出版社、一九六四年)二六三―二七三頁に見える。⁹⁾ 故宮博物院(掌故部は文献館のもの名称)が故宮に残されていた史料を公開したもので信憑性は高い。現在、中国第一歴史檔案館に所蔵されている軍機処檔案から陳徳事件に関する尋問・自供記録を集め時間順に並べたものである。¹⁰⁾ ただ、漢字の間違ひがある可能性もあり、また史料の削除・改変がないか確認は必要である。この点、若干の遺憾を残すが、以下、同史料により、陳徳事件の仔細を追ってみた。

以下、「嘉慶八年仁宗遇刺案」の記述を追って、事件の真相を明らかにしたい。

この記録は、封建時代の朝廷による記録であり、そのバイアスは免れないであろう。だが、事件の真相を明らかにすべく犯人やその周辺人物に繰り返し尋問(往時のそれは当然過酷な拷問を伴う)が行われ、取調官はその供述をその口吻そのままに記録した。皇帝刺殺未遂事件という大事件を明らかにすべく、私情を排し、緊張感を持った厳正な捜査が行われたことがわかる。その供述記録は当時の供述の様子を髣髴とさせ、また芥川龍之介の

「藪の中」さながらに、その真相について思いを馳せさせるものである。以下、葉数は、『明清筆記史料』清一七七のものである。「軍機処奏片」など同名で何則もある文書には丸数字で通し番号をつけた。日本語訳に（ ）で示したのは該当部分の原文である。（*）は意味を注したものである。

事件当日（二十日）の取り調べ―陳徳の出自

「嘉慶八年仁宗遇刺案」では、冒頭に事件の捜査を命じる「嘉慶八年閏二月二十日上諭」①がある（『嘉慶道光兩朝上諭檔』第八冊、No.236）。

その次には、取り調べに当たった軍機処の事件当日の取り調べ記録がある（閏二月二十日「軍機処奏片」①）。もつとも重要な記録だと思われるので以下、詳しく紹介したい。

嘉慶八年（一八〇三年）、旧暦の閏二月二十日、嘉慶帝が円明園から紫禁城に戻り、紫禁城北の神武門から入城し、輿に乗り換えて神武門の内側の順貞門に入るところで刺客に襲われた（図1参照）。犯人は捕まり取り調

べを受けた。最初は答えなかったが問い詰めるとようやく口を開いた。^(註) 最初は答えなかったが問い詰めるとようやく口を開いた。

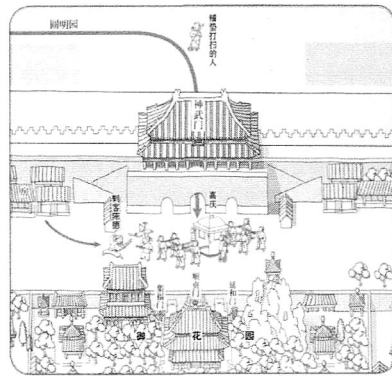


図1 陳徳嘉慶帝刺殺未遂現場の図
(潘洪鋼「嘉慶皇帝遇刺案」(『紫禁城』2009年1期))

* 嘉慶帝は神武門から入り、順貞門へと向かう。一方、陳徳は神武門左から飛び出してきた。

以下、陳徳は「我」と記され、一人称で語られている。おそらく、本人の口調のまま記録されたであろう。以下、その内容を述べる。まず語られるのは彼の出自についてである。

私は、名は陳徳、北京生まれで、数えて四十七歳、父親は陳良、母親は曹氏です。かつて松年という八旗

の役人の家で召使（奴）をしていました。

生まれて八か月の時、松年が山東省の青州附に赴任するのに従って、父母といっしょに山東省に移り住みました。

七歳の時、松年が亡くなりましたが、そのまま青州に留まり、「仕事の関係で」臨邑朱知県にも一年住みました。

九歳から十三歳までは、濟南府で仕事なく過ごしていました（閑居）。

十四歳になると、また父母といっしょに章邱の陳知県に移り、十五歳には、同じ章邱の王知県に移りました。

十七歳から二十二歳までは濟南府で仕事なく過ごしていました。

二十三歳の時、青州駐防で八旗から平民になった張五勒の娘と結婚しました。

二十四歳の時、青州府の李濤に仕え、二十八歳の時は青州府の陳淮に仕えました。

二十九歳の時、母が、三十歳の時、父が亡くなり、

山東で役人に仕えることもできなくなりました。従姉が北京の姜家に嫁入りしており、甥の六格が内務府の正白旗護軍に勤めていました。そこで、三十一歳の時、北京に来て、六格を訪ね、彼に頼って仕事場所を探してもらいました。

三十二歳の時、工部沈員外に仕え、後、侍衛綉武布に五年間仕え（服役）、また兵部筆帖式（*書記）の慶臣にも仕えました。

三十八歳の時、内務府象弁処の于という苗字の筆帖式に仕えました。

三十九歳の時、広東の香山に行き、韓釜頭（*窯場の頭？）のもとで働きました。その後、また粵海関（*広東税関）について帰ってきて、王という苗字の家の孟明のところでは飯炊き（厨子）を五年間しました。

私の家内はおととし亡くなりました。八十を越えていた義母は、去年の秋、転んで半身不随になり、私に頼って生きています。二人の息子は、上は十五歳で縁児と言いい、おとし回教徒の崔学生の家で雇われまし

た（傭工）。下は十三歳で対児と言ひ、私と孟明の家
にいました。

この供述から見える陳徳は、一言で言えば下層民であ
る（科擧を受験し、役人に登用されるような身分ではな
い）。雑用係として何人もの役人に仕えたが、しばしば
職を失ひ、生活は安定せず、四十五歳で妻を亡くし、体
が不自由な妻の母と二人の子どもを抱えていた。

この供述の中、三十九歳の時、広東に行ったというの
は後日修正が加わることになる。

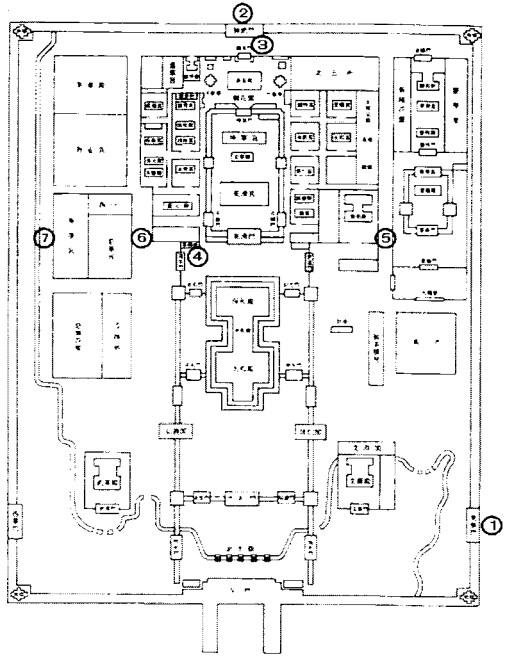
事件当日（二十日）の取り調べ―事件の顛末

出自について語り終えた陳徳は、次に事件の経緯を語
る。

今年の二月（*事件のあつた閏二月の前の月）、孟家
は我家の人数が多すぎるとして首にして追い出しまし
た。私は前月（二月）二十五日に出てきて、甥の姜六格
の家に二十日泊まりました。義母がいては甥の家にも住
めないだろうと思ひましたが、他に行く当てもありません。

ん。そこで思い出したのが、抓帽胡同（*現天安門広場
西）で街の見張りをしている黄五福という友人です。私
は今月（閏二月）十五日に彼の家に行き、住ませてくれ
と言つと、黄五福は承知してくれました。そこで、私は
義母と息子といつしよに十六日に引越しました。仕事
場所を探す手立てもなく、老人と子供も頼れる人がおら
ず、切羽詰まって死のうと思ひました（實在情急、要求
死路）。そこで、十八日、「おばあちゃん（義母）が禄児
に会いたがつている」と嘘をついて彼を呼び寄せ、二日
いつしよに過ごしました。彼を見ると踏ん切りがつくと
思つたからです（我想見見他好去尋死）。私はまた誰に
も知られずに自殺するのは無駄死にはないかと思ひま
した（又想自尋短見無人知道、豈不枉自死了）。皇帝が
今日、紫禁城にいらつしやると聞き、私は早起きして家
を出ました。対児が「どこに行くの」と聞いたので、適
当に「友達胡老二のところに行つて、お前のために仕
事場所を見つけるんだ」と答えました。私は長男を連れ
て東華門に入り、東西牌樓門（*17aでは東四牌樓門）
を出て西夾道を通つて神武門に到り、人ごみの中に紛れ

図2 紫禁城図
 (西武美術館・朝日新聞社編『日中国交正常化十周年記念 北京故宮博物院展』(西武美術館・朝日新聞社、1982年) p.16)



①東華門(右下部)、②神武門(上部)、③順貞門(上部)、④軍機処(中央部)。西夾道は⑤⑥⑦のいずれか未詳。『紫禁城』(故宮博物院紫禁城出版社、1987年) p.135に寧壽宮西夾道の写真があるがこれは⑤。高い壁に囲まれた細い通路である。東西牌樓門(17aでは東四牌樓門)は未詳。

- * 東華門は、外国の使節が皇帝に謁見するときに通った門。
- * 軍機処は、1729年ジュンガルの反乱の際、臨時に設けた大本営が始まり。皇帝に直属し、独裁を支えた。重要文書を作成し、皇帝の上諭の撰定も担った。

ていました(*図2参照)。皇帝がお見えになったのを見て、私は小刀(身佩小刀)を持って飛び出しました。皇帝を犯す罪を起せばたちどころに侍衛大臣に命じて私を滅多切りにされるでしょう(叫侍衛大臣們把我亂刀刺死)。これは痛快だし、自分の死も人に知られます(死個爽快、也死個明白)。これ以外の理由もなければ、恨みがあるわけでもありません。また人の指図を受けたわけでもありません。嘘はごさいません。私の長男は私が事を起こしたのを見てきつと逃げてしまったのでしよう。

以上、実に詳しく犯行当日の様子が述べられている。この供述に対する軍機処の役人のコメントが、二章で紹介した『仁宗睿皇帝実録』の「情理の外に出づ(常軌を逸している)」という言葉である。¹³⁾

ただでさえ、生活に困っていた陳徳は、仕事も失い、自暴自棄になり、自らの死に場所を選んで皇帝を襲うこととしたという。

この陳徳の供述は、「擗耳跪鍊」(耳をつねり鎖にひきまづき押さえつける)という拷問(図3、図4参照)を



図3 擰耳

(Mason, George Henry *The Punishments of China* (東インド会社、ヘンリー・メイソン編『清朝刑罰図』、1808年ロンドン出版)。明治大学博物館の展示にあり。画像は、The New York Public Library Digital Collections より。)

加えても変わらなかった。役人たちからすれば、このような理由で皇帝を襲うなどありえなかった。その背後に陰謀があると思いついたが、いくら調べてもそれ以上のものは見つからなかったのである。

この日の取り調べ記録には、家の貸主である歩兵黄五福及び陳徳の子・対児の供述が附されている。この二人に陳徳が凶行に及んだ理由を尋ねたが、ともに、犯行の気配を感じ取ったこともなく「何も知りません」と答えた。

警護の問題

紫禁城には当然、厳しい警備体制が敷かれていたはずである。各門の警備は大臣に責任が振り分けられ、警備の人員が配置されていた。だが、陳徳は城門においてチエックを受けることなく入城できた。陳徳は、紫禁城内で雑役として働いたこともあった。紫禁城内に勤務する者には厳格なチエックがなされてなかったのであろうか。

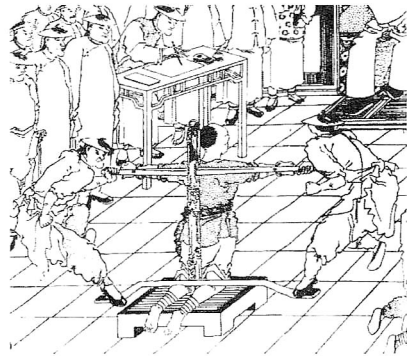


図4 跪録

(『点石齋画報』大可堂版 2.52 「研訊盜案」)



図5 首枷をつけ市中引き回しする様子
 (『点石斎画報』大可堂版5-1「巡捕戴枷」)

*『大清律集解附例』(『統修四庫全書』863 史部政書類(上海古籍出版社、1995年))によると、枷は縦96cm、横64cmで、重さは15kgほどであった(ただし罪の重さによってはさらに重いものもあったようだ)。p.244「長三尺／闊二尺／九寸(*厚さか?)」「枷以乾木为之。重二十五觔。觔数刻誌枷上。再律例内有特用重枷者不在此限。」



図6 清代の腰牌
 (中国第一歴史檔案館編『清代文書檔案図鑑』(三聯書店、2004年) p.118)

- * [左]「關防衙門／同治九年製造」。
 書き入れ：左「面黃無鬚」。
- * [右]「內務府堂上／光緒三十一年製造」。
 書き入れ：右「三十二歳」、左「面黃無鬚」。

そして、皇帝刺殺未遂事件が起きたことは、警備上の大失態であり、すでに見たように、朝廷においてその処分について侃々諤々に議論が行われ、多くの者に厳しい処分が下り、以後、警護を厳格にするよう皇帝の命が下った。大勢いる警護の者が無能であったことも皇帝の怒りを買った。

神武門西側を管轄していた護軍章京の賢福は職を解か

れ、熱河で辺境の警護に充てられた。五名の護軍は財産を没収され、三か月首枷をつけてさらされ(図5参照)、それが終わると鞭打ちの上、放免となった。その他、多くの人員についての処分が細かく記録されている(3b「嘉慶八年閏二月二十一日上諭」②および4b「閏二月二十一日慶桂等奏摺」①はそのことに終始している)が、ここでは省略する(一覽表を作ったので機会があれば、

ば公開したい)。

そして、門禁を厳格にせよとの命を受け、以後、門の出入に際しては、「腰牌」と呼ばれる通行許可書(図6参照)を必ず携帯・検査することが義務付けられるようになる。⁽¹⁵⁾

翌二十一日の取り調べ―陳徳の傷害未遂事件(?)の発覚

事件の翌二十一日、引き続き、取り調べが行われた。取り調べの対象になったのは、陳徳、陳徳の子・対児・祿児、陳徳と親しかった王四(対児から陳徳と親しかったと聞き出した)、陳徳の大家の黄五福、それに内務府の包衣(下僕)の達常素である。

陳徳には拷問を加えながら厳しい尋問が行われたが、供述は昨日と変わらなかつた。以下、6a「軍機処奏片」④に見える該当部分を紹介する。取り調べをした役人の立場で書かれている。

私どもはさらに陳徳を拷問し(擗耳跪鍊)、「当日、皇帝が神武門から入城され順貞門(花園門)で輿に乗

り換えられることを以前から知っていたのだらう。お前は、死のうとしていたのなら、どうして街頭で行わずに、城内で輿を狙ったのだ」と詰問しました。

陳徳の回答は以下のようです。「私は、街路に敷物が敷かれているのを見て、皇帝が入城されると知りました。西華門に来られるということだけ聞いていたのですが、その後、城内に入ってから、人に聞いて、皇帝が神武門に進まれると知り、そちらに行つたのです。皇帝が花園門の外で輿にお乗り換えになることは知りませんでした。小刀を持って輿を襲つたのは皇帝を襲おう(驚駕)としたのです。」

「襲おうと思つたのはなぜだ。誰の指図だ」と厳しく尋問すると、「生活が苦しくて死のうと思つたのです。十八日に、皇帝が入城される時に皇帝を襲おうと思いましたが、この罪を犯せば、即刻切られて(立刻將我剝死)、痛快に死ねる(死得爽快)と思つたのです。私めの馬鹿がしかした罪で(實係我糊塗自作的孽)、誰かに指図されたわけではありません」と申しました。

捜査側は、陳徳が単独でこのようなことをしでかすはずがなく、背後に首謀者がいると考えた。だが、その捜査はずっと肩透かしを食らうことになる。陳徳の家も捜査されたが何も怪しいものは見つからなかった。

事件当日、陳徳は宮廷内で知り合いはいないか尋ねられ、内務府（内廷の衣・食・住・行を担当する）の包衣（下僕）の達常索と答えたようだ。二十一日の5b「閏二月二十一日軍機処奏片」②には彼の供述が記録されている。達常索は以前（六年前）、皇妃の誠妃娘娘に仕える宦官・楊の下で働いていた。その時、陳徳は達常索について働いており、楊とも面識があるだろうと答えた。

ここで、宦官の楊進喜が疑わしい人物として捜査の俎上に上り、取り調べを受けることになる。だが、楊進喜はその当時陳徳を知っていたが、その後現在に至る六年間全く会っていないと述べ（陳徳も同様に言った）、無罪放免となった（6a「軍機処奏片」③）。

上述のように、二十一日の捜査では、対児・禄児、陳徳と親しかった王四、陳徳の大家の黄五福にも取り調べが行われた。対児、王四からは何ら情報を引き出せな

った。

一方、禄児の供述は以下のようであった。（7b「禄児供述」）

…今年の正月、父は長い間仕事がなかった（間住日久）ために衣服をすべて質入れし、ずいぶんふさぎ込んでいました（愁悶不過）。今月十四、五日に、飲み屋で誰かと喧嘩になり、小刀を出して人を刺そうとし、黄五福が止めに入り刀を取り上げたことがあります。黄五福は家に帰ってから、「尋問されるぞ（可査問的）」と言いました。私は去年から崔家で雇われていましたが、今月十八日父は私に外祖母に会うために暇をもらって帰って来させました。「帰ってみると」父はややふさぎ込んだ様子でした（有些氣悶の様子）。昨日早朝、父は私を連れて家を出て、私ために別の雇い主を探してやると言いました。私は父について東安門（*東華門の真東）に入りました。父は飲み屋で紹興酒と木瓜酒をそれぞれ半碗ずつ飲み、私と東華門に入り、回って神武門内に行きました。父は私に「一言

言っておく。私はすぐに死ぬが、お前は死体を確認しにくるな（我與你說一句話。我即刻就要尋死了。你可不要來認屍）」と言いました。私は「どういう意味だ」と聞きましたが、「もうすぐわかる。気にするな（一會兒你就看見了。你不用管）」と言いました。それほど経たずに、皇帝の輿がやってくるのを見ると、父は前に飛び出していきました。私には、父が手に刀を持つていたが、大勢の人が父を囲んで抑え込んだのが見えました。私は押されて地面に倒れ、起き上がるとすぐに走って家に帰りました。家で弟の対児がふざけているのを見て、「何楽しんでるんだ。親父が事をしでかしたぞ（你不要樂了。父親已鬧出事來）」言いました。父が刀を所持して騒ぎを起こした（混鬧）ことについては、私は事前に全く知りませんでした。以上、事実です。

ここには、十四、五日に飲み屋で喧嘩になり、小刀を出して人を刺そうとし、黄五福が止めに入り刀を取り上げたという新しい情報が見える。ただ、この時、禄兒は

外で住み込みで働いて家にはおらず、本人が見たはずはない。それでは、なぜ、このようなことを言ったのか。以下の黄五福の供述を見て見よう。黄五福は前日も取り調べを受けていたが、その時は何も知らないと言っていた。だが、この日は拷問が加えられさらに厳しい尋問が行われた。⁽¹⁸⁾

陳徳は、今月十四日に私の家に引越してきて、「数日住ませてくれ」と言いました。私は日ごろよく知っているので置いてやりました。この日、彼と茶館に行き茶を飲みました。彼は「酒を飲みたい」と言い、一壺の酒を飲みました。一人の知らない男が陳徳と各地方の土産物について雑談を始めました。その男は翟禮（*ブル、チベット産の織物）は台湾産だと言い、陳徳はチベット産だと言い、両者とも譲りませんでした。陳徳は酒を飲み終えた後に怒って小刀を抜いてその男を刺そうとしました。その男は起き上がって逃げたので、刺すことはできませんでした。私は彼に家に帰るように言いました。次の朝、私が彼に「お前

がこんなことをしでかすのなら俺は置いておけないぞ」と言うと、彼は逆に怒って、「俺はそのうち強い

対児を連れていく。役人など怖くもない。刀で一人殺せば俺の命で償うまでだ（拿刀扎死了一個我與他抵償）。二人殺せば、一人分得をする。四五人殺せばもつと得できる。この数日の内に事を起こしてやる」と言いました。私はこの言葉を聞いて怖くなり、母に相談し、野菜を切りたいたので口実をつけて彼から小刀をだまし取ろうとしました。ところが彼は刀を常に体から離さず、どうしても貸してくれません。二十日に、私は街に仕事に出かけて、彼がどのようにして神武門に行つて事を起こしたのか全く存じません。以上、事実です。（8b「黄五福供述」②）

ここでは、禄児の述べていた飲み屋でのトラブルが具体的に語られている。陳徳は、常に小刀を身に着けており（これは事件への伏線になる）、酔った勢いで人を刺すような人であったと述べられている。また注意した黄五福に逆切れし、「役人も怖くない。数日のうちに事を

起こす」と皇帝刺殺未遂事件をほめかすようなことまで語られている。

この供述には多くの疑問がある。まず、このことが本当であれば、黄五福はなぜ前日の取り調べの時、供述しなかったのか。また、前日は、陳徳が家に来たのは十五日と言っていたが、この供述では十四日とし、飲み屋での事件の日が「捻出」されている。陳徳自身は、前日の取り調べでは十六日（許可をもらったのが十五日）と言っていた（ちなみに、二十四日の最終報告では十五日（16a）とされている）。以上のことからすると、十四日に黄五福と陳徳が飲みに行った可能性はきわめて低い。また、その後（二十三日）、黄五福の弟・黄二の供述には「陳徳はこのような事件を起こす傾向は全くなかった。そのような傾向があれば私も兄も彼を家においておくはずがないでしょう」と答えている⁽¹⁵⁾。正論であろう。以下は想像になるが、連日に渡り拷問を伴った取り調べを受け、陳徳について事件に結び付く前兆・人間性を聞かれた黄五福は、以上の飲み屋でのトラブルおよびその後の陳徳の態度を創作したのではないか。また、それ

に禄尼も同調したのではないか。そうでも考えないとつじつまが合わない。だが、これは後に黄五福自身に禍を招くことになる。

二十二日の取り調べ

陳徳に対する厳しい取り調べは続いた。二十一日夜、代わる代わる徹夜で尋問が行われた。徹夜も含め拷問による捜査は現在では不当な捜査だが、当時は逆に厳正な取り調べを行ったという意味で記されている。このような厳しい取り調べのため、陳徳は意気消沈し、最初の凶暴な様子とは見違えるようであったという⁽²⁹⁾。これは自分たちの尋問の成果をアピールするものであり、最初凶暴であったというのはどこまで本当かわからない。

陳徳は元気がなくなつたが、誰の指図かという問いには一貫して「誰もいない」と答えた。以下、陳徳の一人称で書かれている部分を載せる。

私は生活が苦しく、今後も暮らしにくいだろうと思つたと、怒りが湧いてきました。今月十四日、茶館内で

いっしょに酒を飲んでいた人と喧嘩をして、私は刀で刺そうとして、黄五福に刀を奪われ止められ、さらに腹が立って、突然、「死ぬのなら目立って死にたい（求死又要死的明白）」という思いが湧いてきて、ついに馬鹿なことを考え行動に移してしまいました（遂乱想胡行起来）。今、私に指図した人をお尋ねになるのは当然だと思いますが、私を指図した人は本当におらず、申し上げることができません。私は死にたかっただけで、捕まつた時には無差別に人に切りつけただけで、他の意味はありませんでした（9 a 「徳瑛等奏片」）。

この日の午後十二時ごろ、陳徳の元の主人の孟明家の使用人張の取り調べが行われた。陳徳の供述では、陳徳一家の人数が多すぎるといふ理由で首になつたということだった（2 a 「嫌我人多將我一家辭出」）が、張によれば、何度も酔っぱらつて騒ぎを起こすので首になつた（9 b 「因屢次醉鬧、今年二月將他辭出」）ということであった。

二十三日の取り調べ

この日の取り調べで陳徳は、初めのうちは前の二日と同じことを繰り返していたが、やがてこれまでになかった話を始めた。その部分を以下に引用する。

私は、嘉慶二年にある夢を見ました。その夢では、一人の人―私の友人の王福に似ていました―に導かれて、ある場所に行きました。そこには、いくつかの建物があり、夢の中で私は東宮と言っていました。そこを見た後、厨房に行つて、その王福のような人は見えなくなりました。

また、嘉慶三年に、水なし川にかかった橋（無水橋）の下に寝そべっている夢を見たこともありです。その時、ある人が私を橋の上に引つ張り上げました。橋の上から見るとある県庁（知府）の正殿の裏のようでした。私は程郷繭蟒袍（*広東の梅州産の上質の絹）を身に着けていました。そこで目が覚めました。

その後、『文昌書鈔』を見て悟りました。以上二つ

の夢の東宮とは禁門の門番（守闕）のことで、橋の下で寝ていたのは蚪龍（*龍の子、原文「蚪」）、県庁は黄堂（*太守の居場所）、程郷繭蟒袍は黄龍袍（*皇帝の服）だったので。私は将来必ず朝廷の福に与ると信じました。

また、乾隆五十七年（*一七九二年）から嘉慶二年（*一七九七年）まで正陽門の籤を五回引いたことがあります。いずれも吉でした（都有好話）。

私は最近、生活が苦しく、自分の能力と夢の前兆と籤のことはを思い出し、きつといいことがあると思ひ、自らの分際をわきまえぬこと（不安本分的心）を思いついてしまいました。ここ数年、しょっちゅう妄想していたのです（糊思亂想）。

今月十六日、皇帝が二十日に入城されると知り、私は考えを固め（定了主意）、かつて随従たちがみな腰刀を佩びているのを見ていましたが、刀をかうお金もありませんし、腰刀を佩びては門内に入れないと心配し、小刀を持って禁門に入ろうと思ひました。その後、皇帝が来られた時、小刀を役人たちのそばで使

い、腰刀を奪い取って、何人が殺して、輿の前に直進し、皇帝を驚かすと、すべては自分の思うままだ（自然諸事由我可得好處）と思つたのです。ところが、天網恢恢疎にして漏らさずで、即、捕まってしまうした。（10 a 「軍機処奏片」⑤）

この最初の段落に見える「東宮」とは、皇太子もしくはその居場所を言う。二段落目の橋の下から引き上げられ黄龍服を着せられるというのは、陳徳自身が説明しているように、自分が皇帝に祭り上げられることを示唆している。このような夢を見て自分が皇帝になるべき人物だと信じ込み、籤でも大吉が出たのでそれが実現できると思い、ここ数年ずつとそれを思い続けてきたという。この話が本当だとすると陳徳は国家転覆を計画的に企てた確信犯ということになる。

陳徳は下層民ではあつたが紫禁城や役人の屋敷を見慣れており、宮殿が現れる夢を見たのは不思議ではない。ただ、このようないきさつで皇帝になることを考えることがあるのだろうか。また、その計画はあまりにずさん

である。また、最初の夢から事件までは、六、七年経つている。この夢と事件との関係は、周辺人物の取り調べでも一切出てきていない。思慮深くもない陳徳が秘密を抱きそれを数年にわたり隠し通すことがありえたのだろうか。

すでに述べたように、陳徳の居所は捜査され、あやしいものは見つからなかつたと報告された（二十日2 b）。だが、以上の供述の後には、調査に先立ち犯人の身辺から見つかつた籤の年数も確認したと述べられている。籤が見つかつたので、それについて取り調べが行われていたのである。

皇帝を襲つた陳徳が死刑になるのは確実である。だが、陳徳は、捜査する側が合理的と思える理由を説明するまでは、拷問を伴つた取り調べから解放されなかつた。徹夜で取り調べを受けた陳徳は意識も朦朧としていたであろう。一方、取り調べる方も、少ない証拠品から何とか事件に結び付く説明をしようとあがいていた。

上記の夢の話は、このような状況が作り出したストーリーであつたのではないか。そもそも、もしこの夢の話

が本当のことであれば、陳徳は最初から隠さずに言っただけであろう。それを言わずに拷問を長引かせる理由は考えられない。

陳徳の供述に見える『文昌書鈔』は、勸善懲惡の書である。管見の及ぶ限り、該当部分は見つからなかった。文昌君とは学問の神であり、それを祭る文昌祠は科挙を受ける人に崇拜された。文昌君は読書人の運命を司る神だったのである。

また、この夢の話は、時代は若干後になるが、太平天国を興した洪秀全の夢を想起させる。科挙に失敗した洪秀全は夢で神のお告げを受け自らを神の子と思うようになる。『勸世良言』という本を見て、その夢の真意を悟るといっても、陳徳の夢と共通性を持つ。

以上からして、陳徳の夢に関する供述は極めて読書人的な夢だと言えよう。この供述は、陳徳と取り調べ官が共同で作りに上げたストーリーである可能性が高い。

ともかく、以上の供述をもって、軍機処報告では、陳徳を「悪逆非道（罪大惡極）」な犯人であると結論づけ、もろもろの刑罰を受けさせた後、磔刑に処すべきだと結

論づけた。

同二十三日の「軍機処奏片」^⑤には、その他、僧額布、孟啓基、黄二、蔣興国、魏明亮の供述が記録されている。

僧額布は、「二等侍衛、宗室」という肩書が見える（1bに陳徳の言う「縹武布」か?）。昔の陳徳（当時は陳岳と言ったという）の主人である。だが、乾隆五十二年（一七八八）から五十七年（一七九二）まで彼の下で働いていた（雇給我家服役）が、その間、陳徳は一切問題を起こしていないし、その後、一切会っていないと言った。

孟啓基は、陳徳の元の主人の孟明（四十九歳）の子である（十八歳）。孟は以下のように言った。

：嘉慶三年（一七九八）、私の父が家にいた時、京錢十五吊を担保にこの山東人の陳徳と妻の張氏を我家で働かせました。毎月の食費として一千文を与えました。陳徳はもともとはおとなしい人でした。嘉慶六年（一八〇一）二月に妻の張氏が病死し、我家が彼の代

わりに棺を買って埋葬してやりました。去年十二月に彼の実の姉の姜陳氏が病死し、彼は私の母に月給を前借し北京の金一万二千文で棺を買いました。今年の正月になつて、陳徳はしょっちゅう酒を飲んで妓院で歌つたり泣いたり笑つたりするようになりました(時常喝酒在院歌唱哭笑)。私の母は彼が騒ぎを起こす(鬧事)のを恐れて、二月二十五日に彼を紹介した人(原媒人)に彼を引き取ってもらいました。彼が借りた金も担保金も要求しませんでした。：彼はふだんは人と付き合ひがありませんでした。出て行つてからも我家に來たことはありません。今、彼がどのようなことをしてかしたのか私は全く存じません。以上、事実です。

ここでは、陳徳をめぐる金銭の動きが述べられてゐる。孟明はあるブローカーに担保金を渡すことで陳徳を雇い入れた。ただ、陳徳はもともとおとなしなかつたが、妻や姉が亡くなつた後、酒を飲んで騒ぐようになり、心配した母が追い出したという。孟明家は陳徳に葬儀費用

を出してやつたにも関わらずそれが回収できず損をしたことを嘆いている。

続いて、大家の黄五福の弟の黄二の供述がある。以下、その全文を述べる。

私は黄五福の弟です。私は以前から宗人府で莫即格(*伝達係)をしています。今月十六日、兄とのよしみ(有我哥哥的相好)で陳徳が引つ越してきました。毎晩、陳徳が帰つてきた時には雑談をしました。彼はいつも「運が悪い。飯の食い扶持を探さないといけない(找吃飯地方)」と話していました。私は「もともとあつたじゃないか(他原是有的)」となだめた(好言勸解)ことがあります。「死ぬために暴れてやる(要尋死鬧事)」と言うのは聞いたことがありません。昼間も人が訪ねてきたのを見たことがありません。もし彼が「死ぬために暴れてやる(要尋死鬧事)」と言うのを聞いていたら、私も兄もどうして彼を置いておいてでしょうか。二十日早朝に陳徳がいつ縁兎と出て

行ったか、私は知りません。食事を終えてから、禄児が帰ってきて「父が神武門内で騒ぎを起こした(鬧事)」と言ってからはじめて知りました。どういふつもりで騒ぎを起こした(鬧事)のか全く存じません。以上、事実です。

ここでは、兄の黄五福と違い、黄二は、陳徳はあぶない人ではなかったし、事件の兆候があれば彼も兄も陳徳を置いておいたはずがないと言う。この点、兄の黄五福が陳徳は酒を飲んで問題を起こしていたと言った(二十一日供述)のと食い違っている。事実は「藪の中」だが、先の筆者の推測によれば、黄五福の話が作り話である可能性が高い(翌二十一日の取り調べ―陳徳の傷害未遂事件(?)の発覚)。内容以前に日にちが合わないからである。

陳徳と黄五福の最初の供述では、陳徳は十五日に黄五福に引越しの相談に行つて十六日に引越している(2a「軍機処奏片」①、3a「黄五福供詞」①)。そして、王四によれば、陳徳は十六日に王四の家を訪ねて来

た(8b「王四供詞」⁽²⁾)。この三つの証言は矛盾を生じない。一方、その後の黄五福が前言を翻し「十四日に来た」と言う(8b「黄五福供詞」②)のはそれとは合わない。ただ、二十四日にまとめられた16a「保寧等奏摺」①では、十日に相談し十五日に引越したとなっている。また、この日の供述の末尾に見える蔣興國(三十三歳・大工)と魏明亮(三十七歳・左官)(ともに王四の家の間借り人)の供述では、陳徳が王四の家に来たのは十五日と十八日となり、王四が言った日より一日前倒しされている。

これはどう考えるべきなのだろうか。私は、王五福が二回目の供述で「陳徳が引越してきた十四日に飲み屋で騒ぎを起こした」と言ったことを事実とするために日にちの前倒しが行われたと考える。

以上を見ると、陳徳の周辺の人物が限なく調べられたことがわかる。陳徳が粗暴な人間であったかどうかについては見解が分かれているが、事件の動機について全く知らないという点では全員が一致していた。結局、事件のいきさつについては全く情報が得られなかったのである。

る。

二十四日―事件の総括・死刑執行

以上の捜査報告を受け、皇帝は「さらに九卿科道を増員して取り調べせよ」と命じた。²³⁾

この上諭を受け、二十四日には、九卿科道以外に逮捕に功績があつた綿恩・拉旺多爾濟らを加えて陳徳にさらに厳しい取り調べが行われた（13 a 閏二月二十四日「軍機処奏片」^⑥）。記録には、「掌嘴（*ビンタ）二十、板責（*棒で打つこと）三十、刑夾（*棍棒で足を挟む刑）」の拷問が加えられたという。だが、陳徳の供述は昨日と同じだった。さらに尋問したが、共謀者も指図した者もないと言ひ張つた（堅供実無同謀主使之人）。そして、これが最後の取り調べとなつた。

この日、皇帝から事件を総括する上諭が下される（13 a 「嘉慶八年閏二月二十四日上諭」^④）。この上諭では、陳徳について総括され、その後、臣下に対する賞罰が述べられている。

まず述べられるのは、嘉慶帝が事件発生をどのように

知つたかである。

…当時、朕は輿に乗りすでに宮門に入つており、その姿は見なかつた。宦官を遣わして御前大臣⁽²³⁾に尋ねて初めて犯人が捕まつたことを知つた（彼時、朕乗轎已入宮門、實未見其面貌。差内監詢問御前大臣、方知其兇悍拒捕情狀）。

続いて、取り調べの結果とそれに対する皇帝の見解が述べられる。

そこで、軍機大臣に刑部といつしよに厳密に尋問させたが、その日供述した状況は常軌を逸していた（出乎情理之外）。翌日、さらに滿漢大学士、六部尚書を派遣したが、供述は変わらなかつたため、さらに九卿科道を加えて尋問したがやはり供述は変わらなかつた。

諸臣は、この逆賊を見て義憤を抑えることができず、指図した者が誰か、共謀者が誰か、徒党が存在す

るかを追究しようとし、繰り返し追及し、心を尽くして尋問した。これは、君主と国家のために真心から行ったことであり、無理に罪に陥れようとしたのではない。

だが、朕が天下の君主として真心で下々を治め、毫も猜疑がない（毫無猜忌）ことは衆目の知るところである。この八年、仁政が民に及んでいないかもしれないが、妄りに人を殺したりしていない。そのようなことをしていけないのにどうして怨みを受けることがあるのか。王朝の民はみな朕の家族（兄弟子姪至親骨肉）であり、朕はどうして凶悪犯であつても罪に服させる（扳扯）のは忍びなく思う。まして、無辜の人（無疑忌之人）ならなおさらだ。

総じて言えば、天下にはいろいろな人がいる。譬えて言えば、狂犬が人を咬むのに指図する者はいないし、悪鳥が母を食らうのに共謀者はいない。もしひたすら追及していくと逆に暴れさせることになり、言つた人も危険にさらされる。もし追及しなかつたら、謎が残ることになり損失が大きい。朕が慚愧に堪えない

のは、教化が不十分で不徳だつたためにこのように自分を脅かす事が起きたということだ。身を慎み、徳を修め、政治に勤め、民を愛し、自分の罪を反省するのみである。

この事件の凶悪犯陳徳と二人の息子はともに律に照らして処分を決め上奏し、仰せを待つて施行せよ。その他は、すべて釈放し、無辜の者を連座させないようにせよ。

ここに見えるように、陳徳は狂犬や悪鳥（母を食べるとされた梟）のような人物だと断定され追及が終了された。そして、このような男が出てきたのは皇帝の感化が不十分であつたという型にはまつた反省の弁が述べられている。

その後、陳徳生け捕りに功績のあつた定親王・綿恩、固倫額駙親王・拉旺多爾濟、御前侍衛・丹巴多爾濟、珠爾杭阿、扎克塔爾、桑吉斯塔爾（乾清門侍衛）六人への行賞および百人にも及ぶ御前侍衛およびその他関係者への処罰が宣告されている。

皇帝の上諭（「嘉慶八年閏二月二十四日上諭」④）を受け、同日奏された「軍機処奏片」⑦（14 a b）には皇帝への感謝が述べられている。その後に見える「保寧等奏摺」①（15 a ~ 19 a）は五葉に渡る長文で、事件の経緯と陳徳の処罰について総括されている。注目すべきは、これまでの供述と若干齟齬があることである。

この奏摺によれば、事件当日、皇帝が円明園から戻り、紫禁城の神武門を経て順貞門に入ろうとしたところ、陳徳は神武門の西廂房の南山牆の後ろから突然出てきた。

捕らえられてから、取り調べが行われたが、最初ははつきりと答えなかった（該犯始則言語支吾）。奏摺は陳徳が謀反を企てていたにもかかわらず本当のことを白状しなかったと決めつけている（其實在逆謀、實情一字不肯供吐）。特に、「死ぬためにやった」というのはどう見てもおかしいと考えられたのである（該犯所供「自尋死路」一節、迥出情理之外、斷非實情）。だが、陳徳は翌日もうそを言い続けた（狡飾如前）。

この奏摺で、陳徳の最初の供述（1 a ~ 「軍機処奏

片」①）と違うのは以下のような箇所である。

まず、祖父母が早くに亡くなったことが追加されている。

次に、母親は晁氏と書かれている。これは最初の供述では曹氏となっていた。これは、発音による漢字表記のぶれで、野史において陳徳が成得と書かれることと同様である。陳徳らが文盲で取り調べ官が自らの判断で漢字表記したためであろう。

次に、三十九歳（乾隆六十年（一七九五）から三年、内務府包衣達常索に仕えたという情報が加わっている。これはすでに見たように、二十三日の「軍機処奏片」⑤（10 b）の新情報からの追加である。最初の供述（1 b）では、三十九歳からは広東に行つたと言っている。これは、知り合いに迷惑が掛からないように言わなかった可能性がある。

次に、二月二十五日、孟の家を出されたのは「酒を飲んで騒ぐため」となっている点である。これは、二十三日の「孟啓基供詞」（11 a）で「母が陳徳が事を起こすのを恐れて」追い出したと言うのを受けている。そし

て、お金を工面してやったことが強調されている。最初の供述で「家族が多いので（雇い主に経済的負担が大きいので）」（2a）とは大きな違いがある。

さらに、陳徳の引越しいについては、十日に黄五福に相談して十五日に引越したとなっている。これは、最初の供述の十五日に相談して十六日に引越したという方が可能性が高いことをすでに指摘した。⁽³⁾

その他、犯行に及ぶまでの理由として、陳徳は絶望的な中（16a「因想起」）以前見た夢を思い出したとなっている。だが、絶望した結果、皇帝になる幻想を抱くということがあるのだろうか。陳徳が最初に言ったように、絶望して自暴自棄になり、痛快に死ぬために皇帝を襲うことを考えたという方が理にかなっているのではないか。

また、皇帝が来るのを知った日は十六日となっている（16b）⁽²⁾。一方、陳徳のもともとの供述では、犯行当日の二十日となっていた（2a）。7aの二十一日「軍機処奏片」⁽³⁾でも道に敷物が敷いてあるのを見て皇帝が入城されることを知り、さらに人に聞いて神武門から入るこ

とを知ったとある。最初の供述によれば、紫禁城近くに住み、その様子に通じていた陳徳は直前に皇帝の入場を知り、突発的に犯行に及んでことになる。一方、最終報告では、引越して来てからすぐに知り（だがいかにして知ったと言うのか?）、数日ではあるが犯行の計画を練ったことになる。

以上のように、事件の最終報告である「保寧等奏摺」①では、最初の陳徳の供述（「軍機処奏片」①）と若干の齟齬を生じている。そして、日時や因果関係を見る限り、陳徳の最初の供述の方が事実である可能性が高い。思うに、この取り調べにおいては、陳徳個人についての行動日時の整合性を求めることよりも、「極悪人」陳徳が犯行に至った理由を捜査する側の納得できるように説明することの方が優先されたのであろう。

さて、以上のような最終報告の後、陳徳に宣告された刑は当然死刑であった。その死刑の方法は、体の一部を順番に切り取っていく凌遲であった。これは、謀叛や大逆罪を犯した犯人が受ける刑で、死刑でもっとも苛酷なものであった。刑場は、北京市内の菜市口で、文字通

り市場の入口であった。見せしめのためにこのような場で公開死刑が行われたのである。

ただ、このような判決は、当時の基準に照らして特に残酷なものではなかった。判決文(18a)にあるように、「律令に照らして(按照律令)」規定通りの刑が執行されただけである。⁽³¹⁾

ただ、律令通り行われなかった点がある。それは、陳徳の子、禄児と対児に対する処置である。当時、犯人の家族も連帯責任を負わされ刑を受けるのは普通のことであった。だが、陳徳の子の禄児は十五歳、対児は十三歳であり、ともに十六歳未満なので、前例によれば、牢固監禁の上、成人に達してからイリなどに送って住まわせる(「安挿」)ことになる。だが、判決では以下のように述べられている。

陳徳の罪は許すべからざるものであり(悖逆情形實屬覆載所不容)、全国民の怒りは収まらず(為臣民所共憤)、もし磔にして八つ裂きにしても(以寸磔極刑)なお罪が軽い。彼の子は悪逆非道の子(梟獍逆種)で

あり、どうして生かしておくことができようか。……と
もに斬首とし、衆人の恨みを晴らす(快人心而伸衆忿)べきである。

なお、家主である黄五福も、陳徳に連座させられた。理由は以下のようなものである。

黄は、陳徳の企みに忠告しており(於逞兇謀逆一事嚴誥)、また事情を知りながら隠匿したわけではない(非知情隱匿)。ただ、黄五福は街の見張りの兵であり、本来、犯罪者を取り締まる責務がある(本有查拏匪徒之責)のに、陳徳が先に飲み屋で刀で凶行に及ぼうとした際、その刀を奪って止めただけで官吏に訴えて追及することをせず、彼を放置することになった。黄五福は「反逆事件において事情を知りながら訴えなかった者は三千里流す」という法律により、一等を減じて百回鞭打ち、三年の刑に処すべきである。

黄はここで陳徳の皇帝暗殺計画を知っていたとされて



図7 凌遲刑の様子

(東京大学東洋文化研究所蔵『金山県保甲章程附勸戒條款 罪名図説』)

- * 仁井田陞『中国法制史』(岩波全書、1963年)口絵にも見える。
- * この図は画の一部。この図の左には切り取られた手脚、左上部には堂の前に座り監視する大官が描かれている。



図8 絞殺刑の様子

(東京大学東洋文化研究所蔵『金山県保甲章程附勸戒條款 罪名図説』)

- * 仁井田陞『中国法制史』(岩波全書、1963年)口絵にも見える。
- * この図も画の一部。右上に伸びる通路の先には堂の前に座り監視する大官が描かれている。

いる。黄は陳徳が酒に酔って暴れることがあったと証言したために、その凶暴性を知りながら放置したとして罪に問われたのである。ただ、「反逆事件を知りながら」というのは完全に濡れ絹であろう。黄は陳徳の「悪逆性」を求める取り調べ官の求めに応じ、おそらくはそれを「創作」した。だがそのために自らとばっちりを食らうことになったのである。

ただ、黄五福以外に連座させられる者はいなかった。陳徳の義母の張宋氏は同居しているとはいえ、法律には

連座の規定もなく、八十を越えて半身不随でもあるので放免とする(應無庸議)として一定の恩情が施されている。そして、陳徳が凶行に用いた刀をはじめ、関係するとされた書冊、札、神籤などもすべて焼却処分となった。

その後、役人の賞罰について長々と述べられている。役人たちにとっては、陳徳自身のことよりもそのことが重要で関心事だったからであろう。ただ、本稿では主題ではないので省略する。

なお、刑の執行の際には、陳徳は凌遲刑に処された〔図7参照〕が、子の禄児、対児はまだ幼いという理由で、斬首ではなく絞殺された（19 a「嘉慶八年閏二月廿四日上諭」⑤）（図8参照）。これは減刑であり、皇帝の施恩をアピールしているのである。³³

閏二月二十四日「軍機処奏片」⑧には、処刑についての報告が見える。御前侍衛、刑部侍郎、右翼総兵などを派遣し、陳徳を市内（菜市口）で処刑するのを監督させた。兵部尚書の長麟・向臣らも加わらせてほしいと嘆願したことが見える。³³

おわりに

武術の心得もない中年の下層民が突発的にただ死にたいという理由で皇帝を襲った。護衛の者に即座に命を奪われるかと思いきや、数多い護衛たちは慌てふためき、二名の者が男の短刀に傷つけられた。このような理由で皇帝を襲うことも、このような男に皇帝の警護が混乱させられることもあつてはならないことであつた。

捜査する方は、陳徳の言う理由は全く理解できないことで、合理的理由を追究した。その結果が、陳徳は元來粗暴な男で、また出世した夢を見て自分を勘違いして犯行に及んだというストーリーであつた。このストーリー自体つじつまが合わない。だが、朝廷としてはこのようなストーリーでもないと取り調べを終了することができなかったであろう。

実態は、陳徳は多くの役人に仕え、紫禁城でも働いたことのある最下層の雑役であつた。生活に困り、自暴自棄になる中で、華々しくまた即座に死ねる場として、皇帝の警護への突撃を考えた。そして、紫禁城の状況を理解していたことによりいとも簡単にそれを成し遂げた。そのような人間は、朝廷側からすると理解不能な人間だったのである。

陳徳は、歴史に名を残したので「華々しく」死ぬ目的は達成したと言えよう。ただ、「即座に」死ぬ目的は達成することができず、四日間拷問を受けた末に凌遲刑で切り刻まれることになつた。

その後、陳徳のイメージは、時には比類なき武術の達

人として、時には悪逆非道なダークヒーローとして、民衆の中で増殖していくことになる。

朝廷側の粗暴で悪逆非道な陳徳像も、民間のヒーローとしての陳徳像も、ともに陳徳の実像を表すものではない。本稿では、陳徳個人の実像を探るよう試みたつもりである。

注

(1) 蕭一山『清代通史』巻中(台湾商務印書館、一九六二年)

第六章四十(四)三五〇頁。中央電視台「百家講壇」の喻大華「嘉慶王朝」「神武門遇刺」(二〇一〇年)でも、清朝の衰退と官僚の腐敗を反映した必然的な事件であったと結論づける。

(2) この取り調べ記録はすでに多くの論考で紹介されているが、陳徳及び関係者の供述内容を深く吟味考察したものはない。

〔事実のみを記録する論文〕

劉燕「嘉慶皇帝神武門遇刺案」(『北京檔案』二〇〇六年第七期)

李文君「嘉慶八年皇帝遇刺案(上)・(中)」(『紫禁城』二〇〇九年第一期・第二期)

橋玄雅「離奇的陳徳案」(『紫禁城』二〇一四年第八期)

〔天理教と関係がないとする論文〕

張書才「陳徳行刺嘉慶考」(『故宮博物院院刊』一九八一年第一期)*「圧迫される下層民による最初の勇敢な個人的反抗」だと言う。

李国栄「陳徳刺嘉慶」(『紫禁城』二〇〇八年第八期)

〔犯行理由は謎だとする文章〕

潘洪綱「嘉慶皇帝遇刺案」(『紫禁城』二〇〇九年第一期)

作者未詳「嘉慶皇帝遇刺之謎」(『民間伝奇故事』(A巻)二〇一八年第一期)

○一八年第一期)

〔悪人の犯行だとする文章〕

刀爾登「愚昧也是力量」(『雜文選刊』(下旬版)二〇〇九年第九期)

追憶「清朝嘉慶帝連遭搞笑刺殺」(『文苑』(經典選読)二〇一二年第一二期)

(3) 以上、李岳瑞および『春冰室野乘』については、『民国筆記小説大観』の「導言」を参考にした。なお、李岳瑞については、朱汝珍『詞林輯略』巻九(明文書局(清代伝記叢刊学林類18)、一九八五年)、湯志鈞編『戊戌政変人物伝稿』巻九(中華書局、一九六一年)に記述がある(周駿富編『清代

伝記叢刊索引』(二)(明文書局、一九八六年)を参照)。

(4) 原文は以下のものである。テキストは、『民国筆記小説大観』第一輯一(山西古籍出版社、一九九五年)および『近代中国史料叢刊』第六輯六〇(文海出版社、一九六七年)を参考にした。

成得者、内務府厨役也。仁宗駕幸圓明園、成得突起行刺、立被擒。上命諸王大臣六部九卿會訊之、默無一言。但云、「事若成、則公等所坐之處、即我坐處而已。」上寬仁、不欲窮詰興大獄、遂命並其二子誅之。得之處決也、已至市曹縛諸椿、乃牽其兩子至、一年十六、一十四、貌皆韶秀、蓋尚在塾中讀書也。至則促令向得叩首訖、先就刑。得瞑目不視、已乃割得耳鼻及乳、從左臂魚鱗碎割。次及右臂、以至胸背。初尚見血、繼則血盡、祇黃水而已。割上體竣、忽言曰、「快此。」監刑者一人謂之曰、「上有旨、令爾多受此罪。」遂瞑目不復言。訖不知何人所使也。擒^(校勘)得者爲御前侍衛某額駙。額駙勇力爲侍衛中第一人、尚不如得。嘗與得較藝、以長二尺許木椿十餘枚、排列爲一行、植其半於地、堅築之、椿相去各半尺許。額駙與得各臥于地、以骸橫掃之、椿應骸而出。得一舉骸、能掃去十二椿、額駙不過七椿而已。是日不知何以不敵、遂被擒。蓋天威所臨、早已褫其魄也。

〔校勘〕○擒 近代中国史料叢刊本(関中叢書本)は「禽」に作る。

(5) 小横香室主人編『清朝野史大観』卷一「清宮遺聞」(上海書店、一九八一年。中華書局一九三六年版の影印、初版は一九一五年)に「仁宗之遇刺」がある。『春冰室野乘』をよりわかりやすくしたようだが、特筆すべきは、林清の変(天理教の乱)と結び付けられている点である(『春冰室野乘』でも、「成得大逆案」の直後の「林清逆案異聞」では、林清が実は成得と関係しているかもしれないと述べる)。

陸保瑤編『滿清稗史』内「暗殺史」(新中国図書局、一九一三年)でも、林清の一味であるとして天理教と結び付けられている。

晩清遺老の徐珂編『清稗類鈔』(商務印書館、一九一七年)第六冊「技勇類」中の「七額駙兩手抱成德」ではより脚色が進んでいる。まず、皇帝が円明園に出かけた時になっている。陳徳も侍衛になっており、矢を放ったことになっている。侍衛の二人が身を挺して皇帝を守り亡くなったとある。また、この時、陳徳を捕まえた七額駙は次の話(「七額駙擒熊」)でも力持ちで熊を撃退したとある。

なお、陳徳と天理教との関係は、早くには、『清史稿』卷三四〇(列伝一二七)「王杰伝」、昭鍾「嘯亭雜録」卷四「王文瑞」に言及がある。陳徳と同時代の功臣・王杰は、陳徳の背後には必ず首謀者がいるはずなので徹底的に追及すべきである」と主張し、後、林清の乱があり、皇帝がその先見性を称

えたという。

(6) 原文「二十日、進宮齋戒、將入順貞門、突有一人趨出。彼時朕乘轎已入宮門、實未見其面貌……(犯人が捕まった後) ……所供情節出乎情理之外。次日……所供矢口不移。又命……仍如前供。」

(7) ダンパ・ドルジについては、姜念思「丹巴多爾濟小考」『故宮博物院院刊』二〇〇一年第一期(第三期)が詳しい。

(8) その他、王先謙編『嘉慶朝東華統録』にも朝廷側の立場による陳徳の記述が見える(王先謙編『嘉慶朝東華統録』(文海出版社〈近代中国史料叢刊三編〉第九十七輯、二〇〇六年) 卷六、三葉表)。

(9) 天竜長城文化芸術公司総策画『明清筆記史料』清一七(中国書店、二〇〇九年)の中にもその影印が収録されている。その他、李文君「嘉慶八年皇帝遇刺案」上・中(故宮博物院『紫禁城』二〇〇九年一月・二月)に翻刻が見える。

(10) 「嘉慶八年仁宗遇刺案」の冒頭には、この史料について『東華録』にはこの事件に関する上論が数則見えるに過ぎない。今、軍機処文書から当日の尋問・自供を集め、一編にまとめて、時間順に発表する(東華録中僅載關於此事上論數道。今於軍機處檔案內檢得當日審問口供彙成一編、按期發表)と説明する。なお、筑波大学が所蔵する中国第一歴史檔案館

技術部攝製『中国第一歴史檔案館所藏歴史檔案史料 軍機処上論檔』(中国第一歴史檔案館、一九八〇年)(マイクロフィルム 22106062)内に「嘉慶八年仁宗遇刺案」に翻刻された一次資料が見えるのではないかと思うが、コロナウィルス蔓延による閲覧制限のため確認できていない。また、中国第一歴史檔案館編『嘉慶帝起居注(八)』(広西師範大学出版社、二〇〇六年) 一一三頁「および中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上論檔』第八冊(広西師範大学出版社、二〇〇〇年)に皇帝の上論部分が見える。

(11) 「找」字が「我」のように見える(おそらく「我」の活字を改変している)など確認したい点もある。

(12) 「軍機処奏片」①1a(嘉慶道光兩朝上論檔)第八冊、No.237「…始則言語支吾、經臣等反覆詰問、並加開導、始據供出。姓陳名徳、年四十七歳、係本京人。父親名叫陳良、母親曹氏、從前典與廂黃旗松年家爲奴。…」

(13) 原文「臣等以該犯自尋死路甘蹈重罪、殊出情理之外。」(14) 正藍旗滿洲長命佐領の下で働く歩兵「歩甲いちはん下っ端の兵」。当時、五十三歳。東華門外の小甜水井に住んで街の見張りをしていた。

(15) 胡建中「腰牌―出入禁門の通行証」『紫禁城』一九八三年第五期、一九八三年一〇月。

(16) 事件当日の陳徳の供述の中には、この人間関係は述べられ

ていなかった。当日の供述では、その頃（三十九歳）には、広東に言っていたとある。あるいは、知り合いに迷惑がかることを考慮して嘘をついたのかもしれない。

(17) もと山東青州駐防で、八旗から民に下り、当時は正藍旗満洲歩兵の領催（騎馬兵士）をしていた。年は六十歳。十六日と十九日の晩、陳徳は王四の家を訪ねて雑談していた。

(18) 周辺人物の尋問でも拷問が行われた（17 b 王四、18 a 綠児・対児）。

(19) 11 b 原文「並沒有聽見他說要尋死鬧事的話。日間也沒有人來找他。如果他說要尋死鬧事、我與哥哥還敢留他嗎。」

(20) 原文「昨日酉刻（*午後六時頃）、將該犯帶回、臣部（*刑部）經派出司員、仍輪班將該犯徹夜熬審、矢供如前。臣徳瑛等、本日辰刻（*午前七〜九時頃）到署提訊該犯、神氣消沮、與初到案時殊驚情狀迥異。」

(21) 原文 10 b 「隨調查前在該犯身邊搜出讞語、訊明求籤年分」
(22) 早稲田大学蔵本『文帝書鈔』（光緒八年序）。序には「規勸之書」「勸懲之書」と言う言い方が見える。

(23) 『点石齋画報』大可堂版七・一五「文昌示兆」に「按道書以文昌爲司録之神、士子之貴賤窮通惟神實爲司命」とある。他、松本浩一「科挙の神様・文昌帝君」（月刊しにか）一九九九年九月号、大修館書店）を参照されたい。

(24) 黄五福の家は、王四の家と近かった。黄五福の家は、2

a 「軍機處奏片」①には「抓帽胡同」、3 a 「黄五福供詞」①には「東華門外小甜水井胡同」とある。小甜水井胡同（現大紗帽胡同）は、嚴肅『北京市街巷名称録』（群衆出版社、一九八六年）四二七頁によれば、今の王府井あたりにあった。一方、王四は長安街に住んでいた（王四供詞 8 a）。

(25) 蔣と魏は、ともに、十五日は、陳徳が家に来て王四と話しているのを見た。話の内容は、蔣によれば、すべて役人の下で働くこと（跟官並做生理）であった。十六、十七日は陳徳は来ていない（魏の証言）。十八日は、魏は来ていないと言うが、蔣によれば来ていた。十九日は、蔣が二更（午後九時から十一時ごろ）に帰った時には、陳徳はいなかった（魏は外泊したので知らない）。そして、二人とも陳徳とは知り合いでなく事件については何も知らないと言った。

(26) 12 b 「閏二月二十三日上諭」③。「九卿」については、『清神類鈔』第三冊「爵秩類」「九卿」に、最初は定まっていなかったが、後に都察院、通政司、大理寺、太常寺、太僕寺、光祿寺、順天府尹、宗人府丞、理藩院に定まったという。ともかく国の機関を代表する大臣である。「科道」とは、明清時代、六科給事中と都察院十三道監察御史の総称である。奏、彈劾、稽察などにより六部を監察した。項巧鋒「清初科道官の構成と定員―定制への過程」（『東洋史研究』七三号、東洋史研究会、二〇一四年）参照。

(27) 乾清門の侍衛を管轄するが、実際には内廷の業務を統括し、皇帝の近くに仕え、奏上も担当した。乾隆帝以降は、蒙古の王公が担当することが多かった。

(28) 保寧(ポーニン)は、蒙古旗人(正白旗)。四川総督、イリ將軍を歴任した後、嘉慶七年五月に北京に戻った(村上信明「乾隆五十二年における蒙古旗人の伊犁將軍任用の背景」『東洋文化』一一号(学習院大学東洋文化研究所、二〇〇九年)参照)。

(29) 2aでは、十五日に相談して十六日に引越した。3aの黄五福、対兒、11b黄二の言も同じ。一方、8bの二十一日「黄五福供詞」②では十四日に引越して来て、その晩酔っ払って問題を起こしたと言う。引越して来るなり問題を起こすようなことをするであろうか。縁兒7bも、十四、五日に飲み屋で酔っ払って問題を起こしたという(9a二十二日「徳珠等奏片」も)が、彼は見ていないはずだ。

(30) これは10bの二十三日の「軍機処奏片」⑤(夢について語った時)の内容を受けている。

(31) 18aに述べられる関係律例。

・「謀反及大逆者凌遲」

・「子孫年十六以上皆斬、十五歳以下給付功臣之家為奴」

・「縁坐男犯人十六歳以上、發黑竜江、給索倫達呼爾為奴。其十一歳以上者、牢固監禁、俟成丁時、發往伊犁・烏魯木齊等

處安插。」

・「知情不首干連人犯、仍一律擬流。」

『大清律例』刑律に見える関連記述(鄭秦・田涛点校『大清律例』(科学出版社〈中国珍稀法律典籍集成〉丙編第一冊、一九九四年)乾隆律)。*太字が上記に該当する箇所。()は割り注。

謀反大逆

凡謀反(不利於國、謂謀危社稷)及大逆(不利於君、謂謀毀宗廟山陵及官闕)但共謀者、不分首從(已未行)、皆凌遲處死。(正犯之)祖父、父、子孫、兄弟及同居之人(如本族無服親屬及外祖父、妻、父、女婿之類)不分異姓及(正犯之期親)伯叔父兄弟之子不限(已未析居)籍之同異、(男)年十六以上、不論篤疾廢疾、皆斬。其(男)十五以下及(正犯之)母女妻妾姊妹、若子之妻妾、給付功臣之家為奴、(正犯)財產入官。若女(兼姊妹)許嫁已定、歸其夫。(正犯)子孫過房與人及(正犯之)聘妻未成者、俱不追坐(上止坐正犯兄弟之子、不及其孫。餘律文不載、並不得株連)。知情故縱隱藏者、斬。有能捕獲(正犯)者、民授以民官、軍授以軍職(量功授職)、仍將犯人財產全給充賞。知而首告、官為捕獲者、止給財產。(雖無故縱、但不首者、杖一百、流三千里(未行、而親屬告捕到官、正犯與縁坐人俱同自首免。已行、惟正犯不免、餘免。非親屬首

捕、雖未行、仍依律坐。

條例（『大清律例會通新纂』卷二十二「賊盜上」による）

反逆案内律應問擬凌遲之犯、其子孫訊明實係不知謀逆情事者、無論已未成丁、均解交內務府閹割、發往新疆等處、給官兵為奴。如年在十歲以下者、牢固監禁、俟年屆十一歲時、再行解交內務府照例辦理。…至其餘律應緣坐男犯並非逆犯子孫年在十六歲以上者、發往新疆等處、給官兵為奴。如年在十五歲以下者、牢固監禁、俟成丁時、再行發遣。緣坐婦女、發各省駐防、給官員兵丁為奴。其知情不首干連人犯、仍依律擬流。

(32) 十六歲。『清史稿』「食貨志一」「凡民、男曰丁、女曰口。男年十六為成丁、未成丁亦曰口。」

(33) 絞と斬は、その苦痛の程度はいざ知らず、体を全うすることが重んじられた儒教の孝の考えからすればその違いは大きい。『大清律集解附例』（『統修四庫全書』八六三 史部政書類（上海古籍出版社、一九九五年）二四四頁「絞 全其肢體」「斬 身首異処」を参照。

(34) 長麟は、皇帝と同じ愛新覺羅氏。字は牧庵、滿洲正藍旗人（『清代職官年表』三一八三頁）。